

独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

概要

この奨学金は、学力、人物とも優秀であり、経済的理由により修学困難と認められる学生に奨学金を貸与することにより、教育の機会均等に寄与することを目的としています。
貸与型奨学金のため返還の義務があり、卒業後に必ず返還しなくてはなりません。

※以下では貸与型の奨学金についてのみ説明しています。高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）については、P. 20 に掲載しています。

◆定期採用 … **第一種奨学金**（無利子貸与）と **第二種奨学金**（有利子貸与）があります。

第一種奨学金（無利子貸与）

募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認）※1			
貸与月額 （右記から選択）	2018 年度以降入学生		2017 年度以前入学生	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
	20,000 円	20,000 円	30,000 円	30,000 円
	30,000 円	30,000 円	54,000 円	54,000 円
	40,000 円	40,000 円		64,000 円
	54,000 円 ※2	50,000 円		
		64,000 円 ※2		
貸与期間	最短修業年限内			
利 子	無利子			
返 還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還			
採用者数	2019 年度においては機構が定めた基準を満たした希望者は全員採用			

※1. 4月に説明会を開催します。所属する校舎の説明会に出席してください。

※2. 下線付きの月額は、家計支持者の年収が一定の条件を満たす方のみ選択可能です。条件を満たさない場合は希望どおりの月額とならないことがありますのでご注意ください。

第二種奨学金（有利子貸与）

募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認）※
貸与月額 （右記から選択）	20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、60,000 円、70,000 円、80,000 円、90,000 円、100,000 円、110,000 円、120,000 円
貸与期間	最短修業年限内
利 子	有利子（利率は貸与終了時に決定。利率上限年 3%） P. 12②も参照
返 還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還
採用者数	2019 年度においては機構が定めた基準を満たした希望者は全員採用

※4月に説明会を開催します。所属する校舎の説明会に出席してください。

◆応募資格 … ①学力基準、②家計基準の両方を満たしている必要があります。

①学力基準

学 年	対象となる成績	第一種奨学金	第二種奨学金
1 年次生	高校成績※1	評定平均 3.5 以上※2	学年平均水準以上
上級生	大学成績	各学年学科 上位 3 分の 1 以内※2	前年度までの取得単位数が 標準単位数を満たしている

※1. 1 年次生は、高校成績の基準に満たなくても入試成績等、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 2017 年度以降に入学した方は、家計支持者が住民税非課税の場合、学力基準は適用されません。

②家計基準（前年の収入金額が対象。下表は目安であり、上限額は世帯の人数や状況により異なる。）

収入・所得の上限額の目安（4 人世帯の場合）（単位：万円）

本人の 通学形態	第一種奨学金		第二種奨学金		第一種・第二種併用	
	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外
自 宅	801	393	1144	736	749	350
自宅外	848	440	1191	783	805	397

※詳細は、別冊子『2020 年度 奨学金案内 奨学金を希望する皆さんへ』を参照。

◆保証制度 … 人的保証と機関保証の 2 つがあります。申込時にどちらかを選択します。

	人的保証	機関保証
保証者	連帯保証人と保証人各 1 名が必要 ※1	保証機関（日本国際教育支援協会）
申込時 手 続	連帯保証人、保証人の承認を得て スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力	スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力
採用時 手 続	連帯保証人の「印鑑登録証明書」 および「収入に関する証明書」、 保証人の「印鑑登録証明書」を提出	「保証依頼書」を提出
保証料	なし	毎月の奨学金貸与額から天引（返還金額 は保証料を含む貸与額総額）※2
本人延滞時 の返済	本人に代わり連帯保証人、保証人の順に 返済の義務を負う	本人に代わり保証機関が代位弁済、 その後保証機関が本人に請求

※1. **連帯保証人**：原則として父母またはそれに代わる方。

保 証 人：本人・連帯保証人とは別生計で父母を除く 4 親等以内の成人親族かつ採用時に 65 歳未満の方。

※2. 保証料の目安は、別冊子『2020 年度 奨学金案内 奨学金を希望される皆さんへ』を参照。

◆返還 … 卒業後に返還。「月賦返還」と「月賦・半年賦併用返還」の2種類があります。

第一種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48 ヶ月）

通学形態	貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
自宅	54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回(15 年)
自宅外	64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回(18 年)
自宅・自宅外	30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回(13 年)

・猶予年限特例

第一種奨学金の貸与を受ける学生のうち家計状況が特に厳しい世帯の学生を対象とし、奨学金の貸与終了後、一定の収入を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予する制度です。対象者には学生部より採用確定後、個別にお知らせします。

・所得連動返還方式

年収に応じた返還月額により返還する制度で、新規に第一種奨学金の貸与を受ける場合に選択できます。保証制度は機関保証の選択が必須となります。また、採用確定後はマイナンバーの提出が求められます。

第二種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48 ヶ月）

①利率 3.0%（制度上の上限利率、利率固定方式・定額返還）と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000 円	1,440,000 円	1,761,917 円	11,293 円	156 回 (13 年)
50,000 円	2,400,000 円	3,018,568 円	16,769 円	180 回 (15 年)
80,000 円	3,840,000 円	5,167,586 円	21,531 円	240 回 (20 年)
100,000 円	4,800,000 円	6,459,510 円	26,914 円	240 回 (20 年)
120,000 円	5,760,000 円	7,751,445 円	32,297 円	240 回 (20 年)

②利率 0.16%（2019 年 12 月時点 利率固定方式・定額返還：0.156%）と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000 円	1,440,000 円	1,456,176 円	9,334 円	156 回 (13 年)
50,000 円	2,400,000 円	2,430,870 円	13,504 円	180 回 (15 年)
80,000 円	3,840,000 円	3,904,917 円	16,270 円	240 回 (20 年)
100,000 円	4,800,000 円	4,881,176 円	20,338 円	240 回 (20 年)
120,000 円	5,760,000 円	5,857,437 円	24,405 円	240 回 (20 年)

※第二種奨学金返還額

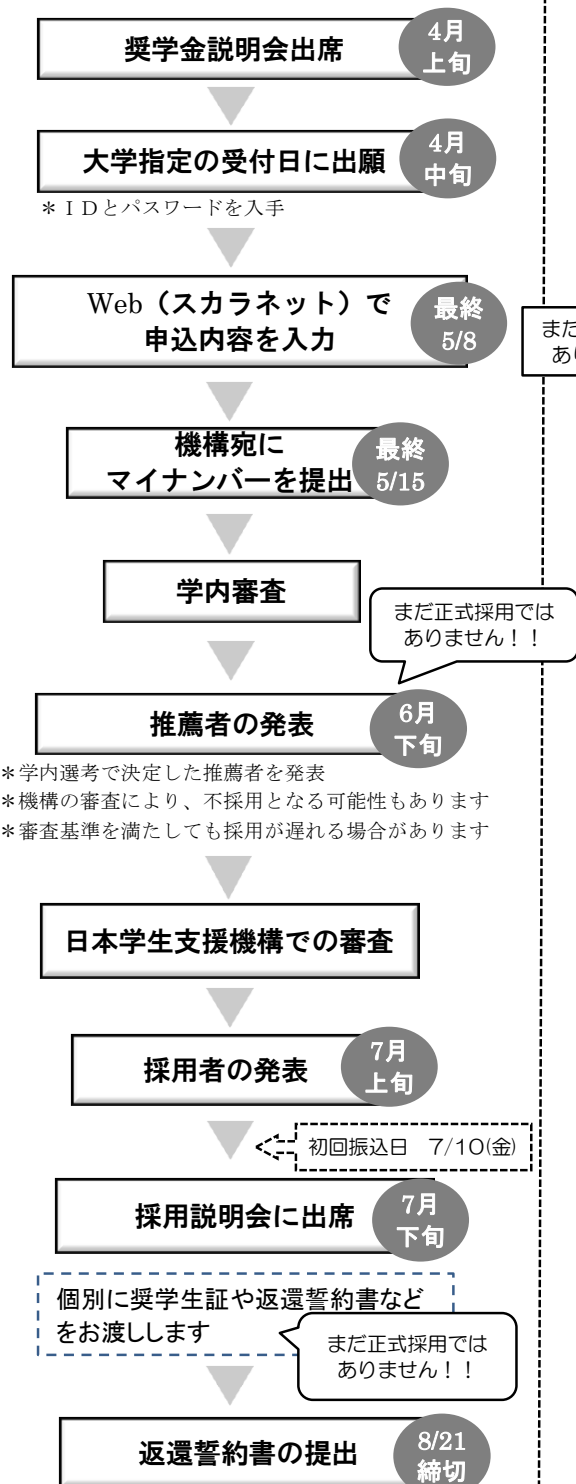
貸与終了月の利率を元に算定されるため、実際の返還額は上記の金額と異なります。

◆緊急・応急採用 … 「緊急採用」（第一種奨学金）と「応急採用」（第二種奨学金）があります。

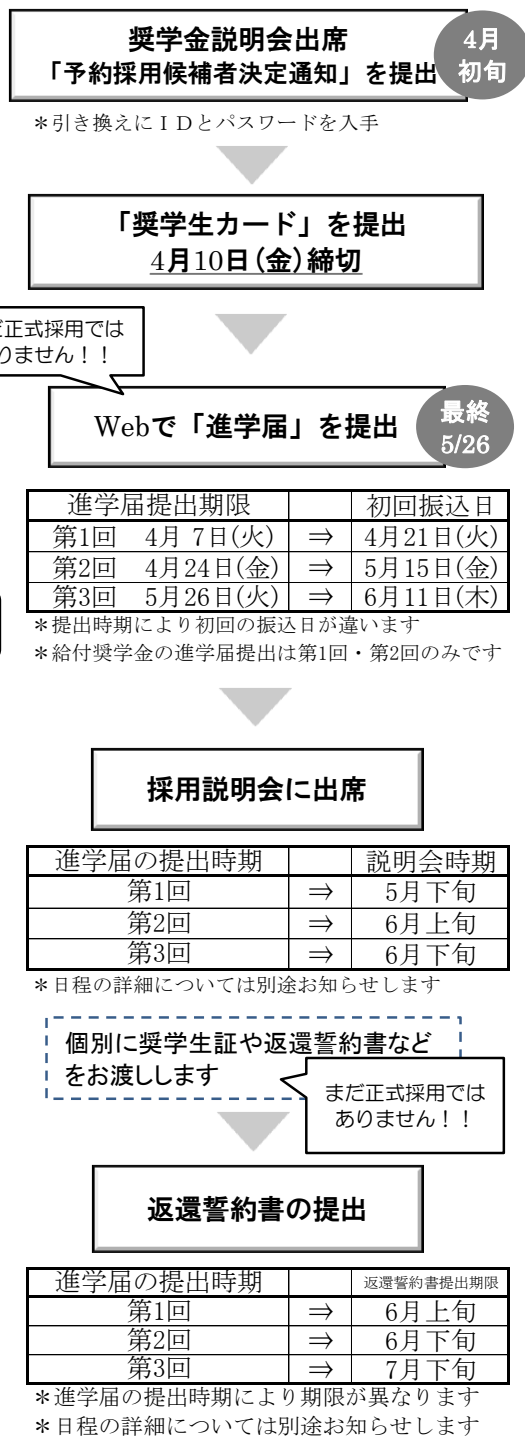
家計の急変（家計を支えている方の失職、病気、破産、災害による被災等）により緊急に奨学金を必要とする場合は、随時学生課窓口で相談してください。

◆申込みから採用までの流れ

《大学新規申込者》



《高校からの予約採用候補者》



正式採用

期日までに返還誓約書を提出しないと・・・

奨学金の振り込みは止められ、採用は取り消されます。

さらにそれまでに振り込まれた奨学金を直ちに一括で戻入れしなくてはなりません。

採用説明会への出席と返還誓約書の提出を必ず行ってください！！

◆新規出願時の提出書類について

*⑤・⑦の証明書類には、必ず余白に
学籍番号と氏名を記入してください

必ず全員提出

① **奨学生カード** *別紙 記入例を参照*

奨学金にはじめて出願する人が全員提出します。在学中は大学が責任を持って保管します。

② **確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書**

③ **スカラネット入力下書き用紙** *別紙 記入例を参照*

別紙 記入例を参照して記入漏れのないようにしてください。
出願時に内容を確認して返却します。後日 Web 入力のために必要になります。

④ **収入に関する証明書類チェックシート**

父母の収入状況について確認のうえ、記入して提出してください。

<MEMO>

次に該当する場合は提出

⑤ 父母の収入に関する証明書類 *大学所定の様式以外はコピーでも可*

④のシートで「はい」を選択した項目について、次ページの一覧を参照し、必要な提出書類を父母それぞれについて提出してください。

職業形態	状 況	提出書類
自営業 (不動産収入等も含む)	2018 年 1 月から 12 月の間に営業を始めた	2019 年(令和元年)分 「確定申告書(控)」※1
	2019 年 1 月以降に営業を始めた (確定申告書の金額が 1 年分でない場合)	2019 年(令和元年)分 「確定申告書(控)」※1 および「所得報告書」※2
	海外赴任や病気等により マイナンバーの提出ができない	
	2020 年に 2019 年と比べて 大幅な減収が予想される	
会社員・公務員 パート・派遣社員等 給与取得者 (時給制給与と所得者含む)	2018 年 1 月から 12 月の間に就職した	2019 年(令和元年)分「源泉徴収票」
	2019 年 1 月以降に就職している (源泉徴収票の金額が 1 年分でない場合)	「給与支払(見込)証明書」※3 ＜パート等で発行依頼できない場合＞ 直近 3 か月分の「給与明細」および 2019 年(令和元年)分「源泉徴収票」(ある 場合のみ)
	海外赴任や病気等により マイナンバーの提出ができない	
	2020 年中に退職予定	
	2020 年に 2019 年と比べて 大幅な減収が予想される	
	確定申告をしている場合は上記「源泉徴収票」の代わりに「確定申告書(控)」※1 を提出	
無職※4	失業中で雇用保険を受給中(失業手当)	「雇用保険受給資格者証」
	2018 年 1 月以降に退職し、現在は無収入	「離職票」等退職の事実がわかる書類 もしくは「収入に関する事情書」※3
その他	年金受給中(老齢年金、遺族年金等)	2019 年(令和元年)分「源泉徴収票」 または最新の「振込通知書」
	傷病手当受給中	「傷病手当金通知書のコピー」 (全国健康保険協会等より交付)
	生活保護受給中	「保護決定(変更)通知」
	養育費や祖父母等からの援助を受けている	「援助年額について」※2 および「収入に関する事情書」※3

※1. ①「第一表」および「第二表」に、②「収支内訳書（控）」または「青色申告決算書（控）」を添付して提出してください。

※2. 大学所定の様式があります。学生部 Web サイトから印刷可能です。
提出の際は、直近 3 か月分の帳簿等のコピーを添付してください。

※3. 大学所定の様式があり、奨学金説明会の配布資料に含まれています。
学生部 Web サイトからも印刷可能です。

※4. 税の申告を行っていない場合、すみやかに県民税・市民税の申告を行い、本人控の写しを大学へ提出してください。

※5. 上記以外の各種手当を受給している場合は、学生課に相談してください。

⑥ 出身高校の調査書（評定平均値記載のもの）※新入生のみ

成績証明書ではなく必ず評定平均値の入ったものを提出してください。

入学試験用に準備したものでかまいません。

⑦ 特別事情に関する証明書

下表を参照して該当する事情がある場合は、自己申告により該当する証明書類を提出することで、所得認定に際して特別控除を受けることができます。

- ・該当項目が複数ある場合は該当の証明書類すべてを提出してください。
- ・出願時に証明書類の提出がない場合は、特別控除の対象とはなりません。

家 庭 事 情	状 況	提 出 書 類	発 行 所
長期療養中の方 がいます	同居（同一生計も可）の家族に6ヵ月以上入院・自宅療養または今後6ヵ月以上療養が必要な方がいます。	医療費および薬代の直近3ヶ月分の領収書※1（コピー可）	病院・薬局他
障がいのある方 がいます	同居（同一生計も可）の家族に障がいのある方がいます。	「障害者手帳」（コピーのみ）	市区町村役場
介護が必要な方 がいます	同居（同一生計も可）の家族に常に就床を要し、複雑な介護を必要とする方がいます。（控除の対象となる目安は要介護度3以上）	「介護保険被保険者証」「認定通知書」他（コピーのみ）	市区町村役場
単身赴任中の方 がいます	家計を支えている方が単身赴任をしている。	赴任先の ・住居費 ・電気代 ・ガス代 ・水道代 直近3ヵ月分の領収書 住居費の補助があればそれがわかるもの※2（コピー可）	—
火災・風水害・地震等の被害 に遭った	出願から1年以内に火災・風水害・地震等の被害に遭った	「罹災証明書」※1（コピー可）	市区町村役場

※1. 医療費の支出・災害等の被害に対し、保険・損害賠償等による補てんを受けている場合は、その金額がわかるものを添付してください。

※2. 住居費等に会社の補助があればその分を除きます。駐車場代は対象となりません。

⑧ 地方創生枠推薦者決定通知

地方創生枠に該当する方は、第一種奨学金の応募資格を満たしていれば、推薦枠に関わらず推薦できます。

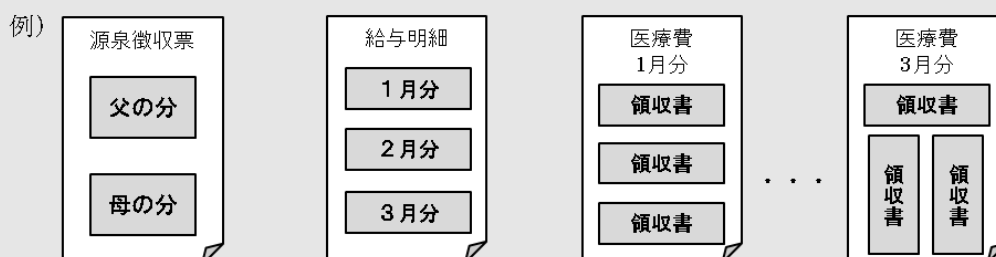
不明な点は事前に学生課にお問い合わせください。

また、家計の状況に応じて個別に書類の提出を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

コピーをする時は・・・

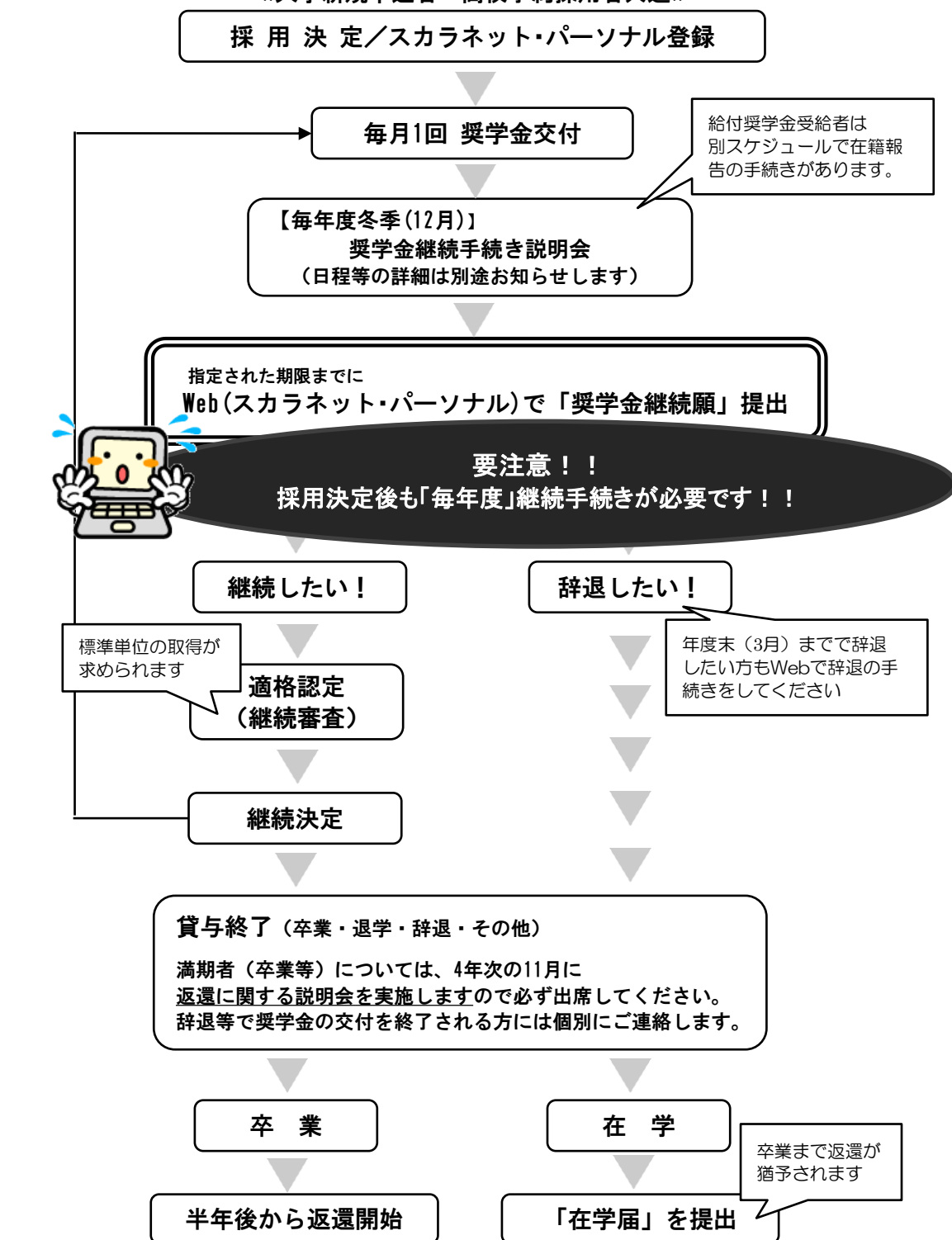
必ずA4サイズの用紙を使用してください。

また、同じ項目について証明書が複数枚ある場合は、下記例のように種類ごと人物ごとにまとめてコピーしてください。領収書等の原本を提出する時にも、A4用紙に貼付するようにしてください。



◆採用から返還開始までの手続きについて

《大学新規申込者・高校予約採用者共通》



奨学金の返還を延滞すると・・・

年3%の延滞金が課せられるほか、個人信用情報機関に個人情報が登録され、クレジットカードが作れなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

減額返還制度や返還猶予制度もありますので、返還が困難な状況に陥った場合は、実際に延滞してしまう前に、必ず日本学生支援機構に相談してください。

◆こんな時どうする？

よくある相談や変更希望について紹介します。各手続きに必要な書類は学生課窓口で配布します。以下に該当しないケースでもまずは学生課に相談してください。

貸与月額を増額したい

大学に「月額変更願」を提出した月の分からの増額が可能です。人的保証の方が増額する場合は、「月額変更願」への連帯保証人および保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

貸与月額を減額したい

当該年度内において、本人の希望する月から変更が可能です。ただし、さかのぼって減額する場合の差額分は、これから振り込まれる奨学金と相殺します。申請する時期によってさかのぼれる期間が変わりますので、詳細は学生課窓口で相談してください。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

保証制度を変更したい

人的保証から機関保証への変更のみ可能です。ただし、貸与開始から機関保証への変更月までの保証料を一括で支払うことが必要となります。一括保証料はすでに貸与された額に応じた金額となりますので、状況によってはかなり高額となります。機関保証への変更を行う必要が生じた場合は早めに手続きを行うようにしてください。

利率の算定方法（第二種奨学金）を変更したい

申込時に選択した「利率の算定方法」（固定方式・見直し方式）を変更することができます。変更は貸与中の一定期間のみとなりますので、希望する方は早めに学生課窓口で相談してください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金については申込状況により変更の可否が異なります。

連帯保証人・保証人を変更したい

新たに連帯保証人または保証人になっていただく方の自署と押印、印鑑登録証明書（連帯保証人は併せて収入に関する証明書）が必要です。

手続きする校舎を変更したい

原則3年次生（国際学部生を除く）から白金校舎での取り扱いとなりますが、2年次生でも横浜校舎での履修が週0～1日である場合は、白金校舎手続きに変更することができます。変更を希望する場合は、学生証およびPort Hepburnから印刷した「履修登録確認表」を持参し、学生課窓口で申請してください。

※上記の条件を満たしていても、国際学部生は校舎変更手続きをすることはできません。

住所が変わった

住民票上の住所に変更があった場合は、「住所変更届（本人・連帯保証人・保証人）」の提出が必要です。

なお、一人暮らし先など、住民票上以外の住所変更についても学内手続きがあるため、随時学生課窓口に応じ出てください。

留学が決定したので、留学中も奨学金を借りたい

休学せずに留学する場合、留学先が大学や大学に準ずる高等教育機関であれば、留学中も継続して奨学金を受けることができます。詳細は学生課窓口で相談してください。

なお、いわゆる「語学留学」やワーキングホリデー等での休学を伴う留学の場合は、奨学金を休止する必要がありますので、その際も学生課窓口で相談してください。

※留学が決まってから新規に奨学金を申し込みたい場合

日本学生支援機構には、留学中のみ奨学金を貸与する制度があります。通常の申し込みと同様、申請時期が定められていますので、希望する場合は早めに学生課窓口で相談してください。

奨学金を辞退したい

辞退を希望する場合、まず速やかに学生課へ連絡してください。奨学金の振込保留を行います。その後、所定の手続きを行ったうえで辞退となります。なお、在学猶予手続きを行うと、在学中は返還が猶予され、卒業の翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。

休学したい

休学中は、奨学金を借りることができません（休止）。休学前に所定の手続きが必要となりますので、学生課窓口で相談してください。

なお、復学した後は、休学前と同様に奨学金を借りることが可能です（復活）。こちらも所定の手続きが必要ですので、復学が決まり次第学生課までご連絡ください。

退学したい

退学すると、奨学金の受給資格がなくなります。退学後の返還のために所定の手続きが必要となりますので、速やかに学生課窓口に応じ出てください。手続きが遅れた場合には振込超過分の戻入れが必要になりますのでご注意ください。

なお、返還は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。

停学等の懲戒処分を受けた

大学から懲戒処分を受けた場合、奨学金については「廃止」あるいは「停止」となります（※）。学生課にて所定の手続きが必要となりますので、学生課から連絡が入り次第、速やかに対応してください。

※「廃止」：奨学生の資格を失い、奨学金受給は即時打ち切りとなります。

「停止」：一定期間、奨学金を受給できなくなります。